

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 第二次納税義務</p> <p><u>1 8 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務</u></p> <p><u>偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、その株式会社等に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき（合資会社にあつては、無限責任社員に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。）は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に、その株式会社等が被支配会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この項において「特定役員等」という。）に対し、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた地方団体の徴収金の額又はその株式会社等の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その株式会社等の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常取引の条件に従って行われたと認められる取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法 1 1 の 9、令 6 の 2）</u></p> <p><u>1 9 軽自動車等の売主の第二次納税義務</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 第二次納税義務</p> <p><u>1 8 軽自動車等の売主の第二次納税義務</u></p>

(1) 法第444条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等（以下「所有権留保付軽自動車等」という。）については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車等の売主に対し、当該軽自動車等の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の10①、令6の2の2）

(2) 略

(3) 所有権留保付軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が当該軽自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該軽自動車等の売主の第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付の義務を免除するものとされているが、その運用に当たっては、免除の事由に該当するかどうかの認定につき適正を期するよう留意すること。（法11の10②）

(4) 略

(5) 売主が法第11条の10第3項の規定により第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付義務の免除の規定の適用があるべき旨の申告をするに当たっては、免除の事由に該当する事実等を記載した書面を提出させるとともに、これと併せて次に掲げるような免除の認定に関し必要と認められる書類又はその写しを提出させることが適当であること。

ア～エ 略

第5節 人格のない社団等の納税義務

20 略

(1) 法第444条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等（以下「所有権留保付軽自動車等」という。）については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車等の売主に対し、当該軽自動車等の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の9 ①、令6の2）

(2) 略

(3) 所有権留保付軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が当該軽自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該軽自動車等の売主の第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付の義務を免除するものとされているが、その運用に当たっては、免除の事由に該当するかどうかの認定につき適正を期するよう留意すること。（法11の9 ②）

(4) 略

(5) 売主が法第11条の9 第3項の規定により第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付義務の免除の規定の適用があるべき旨の申告をするに当たっては、免除の事由に該当する事実等を記載した書面を提出させるとともに、これと併せて次に掲げるような免除の認定に関し必要と認められる書類又はその写しを提出させることが適当であること。

ア～エ 略

第5節 人格のない社団等の納税義務

19 略

第6節 納税の告知等

2.1 納税の告知

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納され、滞納処分費だけが未納となっている場合において、その滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、滞納処分費の徴収の基因となった地方団体の徴収金の年度及び税目、納付すべき金額、納期限並びに納付場所を記載した文書で納付の告知をしなければならないこと。

なお、滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、徴税吏員に口頭で行わせることができるものであること。（法13②、令6の2の3）

2.2 繰上徴収

繰上徴収とは、既に納付又は納入の義務の確定している者について、その租税債権の納期限の到来を待っては徴収すべき地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められる特定の事情が生じた場合には、直ちに地方団体の徴収金を徴収することをいうものであること。

なお、上記の納付又は納入の義務の確定している地方団体の徴収金とは、次に掲げるものであること。（法13の2、令6の2の4）

(1)～(5) 略

2.3 略

第7節 地方税の優先権等

2.4～3.1 略

3.2 先取特権の優先

先取特権のうち、不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権等財産の価値保存又は増価等を行ったものの先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときはその成立時期にかかわらずその地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであること。（法14

第6節 納税の告知等

2.0 納税の告知

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納され、滞納処分費だけが未納となっている場合において、その滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、滞納処分費の徴収の基因となった地方団体の徴収金の年度及び税目、納付すべき金額、納期限並びに納付場所を記載した文書で納付の告知をしなければならないこと。

なお、滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、徴税吏員に口頭で行わせることができるものであること。（法13②、令6の2の2）

2.1 繰上徴収

繰上徴収とは、既に納付又は納入の義務の確定している者について、その租税債権の納期限の到来を待っては徴収すべき地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められる特定の事情が生じた場合には、直ちに地方団体の徴収金を徴収することをいうものであること。

なお、上記の納付又は納入の義務の確定している地方団体の徴収金とは、次に掲げるものであること。（法13の2、令6の2の3）

(1)～(5) 略

2.2 略

第7節 地方税の優先権等

2.3～3.0 略

3.1 先取特権の優先

先取特権のうち、不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権等財産の価値保存又は増価等を行ったものの先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときはその成立時期にかかわらずその地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであること。（法14

の13、令6の5)

なお、不動産賃貸の先取特権その他質権と同一又はこれに優先する権利を有する動産に関する特別の先取特権、不動産売買の先取特権及び登記された一般の先取特権等により担保される債権については、質権又は抵当権により担保される債権に準じて(28参照)地方団体の徴収金との優先順位が定められているものであること。(法14の14)

33~40 略

第9節 納税の猶予に伴う担保等

41及び42 略

43 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節(犯則事件の調査及び処分)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額(以下この項において「保全差押金額」という。)を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後1年を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととな

の13、令6の5)

なお、不動産賃貸の先取特権その他質権と同一又はこれに優先する権利を有する動産に関する特別の先取特権、不動産売買の先取特権及び登記された一般の先取特権等により担保される債権については、質権又は抵当権により担保される債権に準じて(27参照)地方団体の徴収金との優先順位が定められているものであること。(法14の14)

32~39 略

第9節 納税の猶予に伴う担保等

40及び41 略

42 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節(犯則事件の調査及び処分)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額(以下この項において「保全差押金額」という。)を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととな

った場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重に取り扱うこと。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。また、この場合において「1年」と規定されている解除期間については「6か月」と読み替えるものとすること。（法16の4、令6の12）

44～46 略

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

47 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1) 更正若しくは決定又は加算金の決定は、原則として、法定納期限（不動産取得税等随時に課する地方税については、不動産の取得があった日等その地方税を課することができることとなった日。以下(3)から(5)まで及び48において同じ。）の翌日から起算して5年を経過した日以後はすることができないものであること。

(2)～(8) 略

48～66 略

った場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重に取り扱うこと。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。_____

____（法16の4、令6の12）

43～45 略

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

46 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1) 更正若しくは決定又は加算金の決定は、原則として、法定納期限（不動産取得税等随時に課する地方税については、不動産の取得があった日等その地方税を課することができることとなった日。以下(3)から(5)まで及び47において同じ。）の翌日から起算して5年を経過した日以後はすることができないものであること。

(2)～(8) 略

47～65 略

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

7の2 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる者が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課するものであること。
(法附則3の2の3②)

なお、この場合における当該公益法人等(個人を除く。)の住所は、当該公益法人等の本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地にあるものとする。 (令附則3の2の3②)

第2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)を含む。)で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第2条第5号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等(同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。)で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託(法第294条第1項第5号に規定

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

7の2 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課するものであること。
(法附則3の2の4②)

なお、この場合における当該公益法人等_____の住所は、当該公益法人等の主たる事務所又は_____事業所の所在地にあるものとする。 (令附則3の2の3②)

第2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)を含む。)で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第2条第5号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等(同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。)で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託(法第294条第1項第5号に規定

する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。(法294①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦)

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法第294条第6項から第8項まで及び第296条第1項ただし書の収益事業は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものであること。この場合において、社会福祉法人、更生保護法人、学校法人及び私立学校法第152条第5項の法人が行う事業でその所得の金額の100分の90以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営(法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものを除く。)に充てているもの及びその所得の金額がなく当該経営に充てていないものは、収益事業の範囲に含まれないものであること。したがってこれらの法人の行う経営そのものが法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものに該当するときはこの限りではないこと。

なお、所得の100分の90以上の金額とは、当該事業により生じた所得から法人税法第38条の規定により損金に算入されない法人税等(道府県民税及び市町村民税を除く。)を控除した金額の100分の90以上の金額をいうものであり、また、社会福祉事業等の経営に充てているかどうかについては、当該法人の当該事業年度の決算の確定の日において判定すべきものであること。(法294⑥・⑦・⑧、296①、令47)

(5) 略

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所

する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。(法294①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦)

この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法第294条第6項から第8項まで及び第296条第1項ただし書の収益事業は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものであること。この場合において、社会福祉法人、更生保護法人、学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人が行う事業でその所得の金額の100分の90以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営(法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものを除く。)に充てているもの及びその所得の金額がなく当該経営に充てていないものは、収益事業の範囲に含まれないものであること。したがってこれらの法人の行う経営そのものが法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものに該当するときはこの限りではないこと。

なお、所得の100分の90以上の金額とは、当該事業により生じた所得から法人税法第38条の規定により損金に算入されない法人税等(道府県民税及び市町村民税を除く。)を控除した金額の100分の90以上の金額をいうものであり、また、社会福祉事業等の経営に充てているかどうかについては、当該法人の当該事業年度の決算の確定の日において判定すべきものであること。(法294⑥・⑦・⑧、296①、令47)

(5) 略

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所

得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損

得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損

失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）

(2)及び(3) 略

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(4) 略

(5) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）

(2)及び(3) 略

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(4) 略

(5) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(6)及び(7) 略

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和5年6月27日付総税市第65号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和5年7月21日付総税市第80号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292④IV)

(1)～(5) 略

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法

(6)及び(7) 略

第4 税率及び税額の計算

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和4年6月23日付総税市第55号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和4年6月23日付総税市第56号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292④IV)

(1)～(5) 略

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法

第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)において同じ。)の試験研究費に係るもの(当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。)を除く。)(措置法42の4、法附則8②・④)

(7)～(13) 略

(14) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の5、法附則8⑧～⑩)

(15) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の6②・⑤・⑥、法附則8⑫)

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで、第16項及び第21項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の7④～⑫・⑬～⑳、法附則8⑬・⑭)

(17)及び(18) 略

45の3 45(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 法人が45(16)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)において同じ。)の試験研究費に係るもの(当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。)を除く。)(措置法42の4、法附則8②・④)

(7)～(13) 略

(14) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の5、法附則8⑧・⑨)

(15) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の6②・⑤・⑥、法附則8⑩)

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(_____中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の7④～⑥・⑩・⑪、法附則8⑪・⑫)

(17)及び(18) 略

45の3 45(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 法人が45(16)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

56の5 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合には、内国法人にあつては内国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあつては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ当該還付を受けた事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度（中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第1項に規定する中間期間をいう。（以下56の5において同じ。））において災害損失欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合には、当該還付を受けた中間期間の属する事業年度及び当該事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度。）に限って控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8㉓）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額（当該適格合併の日前又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間_____に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額は、合併法人等の市町村民税について、内国法人にあつては内

56の5 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合には、内国法人にあつては内国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあつては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ10年間_____に限って控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8㉓）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額（当該適格合併の日前又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第1項に規定する中間期間をいう。（2）において同じ。））に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額は、合併法人等の市町村民税について、内国法人にあつては内

国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあっては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。（法321の8㉔）

(2)及び(3) 略

56の6 通算法人が法人税法第80条の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、法人の市町村民税については56の5と同様にこの制度をとらず、当該通算法人の事業年度又は中間期間（同条第5項に規定する中間期間をいう。以下56の6において同じ。）に生じた欠損金額で同条第12項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額と同条第13項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額の合計額（以下56の6において「還付対象欠損金額」という。）を基に算定した控除対象還付対象欠損調整額を当該還付対象欠損金額の生じた事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度（中間期間において当該還付対象欠損金額が生じた場合には、当該還付対象欠損金額が生じた中間期間の属する事業年度及び当該事業年度開始の日後10年以内に開始する事業年度。）に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。（法321の8㉕）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象還付対象欠損調整額は、還付対象欠損金額に当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる控除対象還付対象欠損調整額については、次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法321の8㉖）

ア 還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度_____後最初に終了する事業年度について仮決算に係る中間申告をす

国法人の控除対象還付法人税額を法人税割の課税標準となる法人税額から、外国法人にあっては外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。（法321の8㉔）

(2)及び(3) 略

56の6 通算法人が法人税法第80条の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、法人の市町村民税については56の5と同様にこの制度をとらず、当該通算法人の事業年度又は中間期間（同条第5項に規定する中間期間をいう。以下56の6において同じ。）に生じた欠損金額で同条第12項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額と同条第13項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額の合計額（以下56の6において「還付対象欠損金額」という。）を基に算定した控除対象還付対象欠損調整額を10年間

_____に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。（法321の8㉕）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象還付対象欠損調整額は、還付対象欠損金額に当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる控除対象還付対象欠損調整額については、次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法321の8㉖）

ア 還付対象欠損金額_____の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に係る中間申告をす

る場合の控除対象還付対象欠損調整額 6月経過日の前日（令48の11の26①）

イ 被合併法人等の還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日（令48の11の26②）

また、還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度_____後最初に終了する事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象還付対象欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象還付対象欠損調整額を控除するのではなく、還付対象欠損金額に、当該還付対象欠損金額の生じた事業年度_____後最初に終了する事業年度終了の日における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象還付対象欠損調整額を控除するものであること。

(2)及び(3) 略

第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであり、当該控除額については、所得税における繰越控除額と一致するものであること。

(法附則35の2の6⑩)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第13項の規定により順次控除するものであること。

第3章 固定資産税

る場合の控除対象還付対象欠損調整額 6月経過日の前日（令48の11の26①）

イ 被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日（令48の11の26②）

また、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象還付対象欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象還付対象欠損調整額を控除するのではなく、還付対象欠損金額に、当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象還付対象欠損調整額を控除するものであること。

(2)及び(3) 略

第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること

(法附則35の2の6⑩)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第13項の規定により順次控除するものであること。

第3章 固定資産税

第7節 土地に係る固定資産税の特例

- 45 市町村長は、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格により決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。（法附則17の2⑩）
- 46 負担調整措置の対象となる土地については、令和6年度から令和8年度までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。（法432①、法附則28①・②）

第4章 軽自動車税

第2節 環境性能割

第3 道府県による賦課徴収

- 15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。（法附則29の10 _____）
- (1)～(3) 略

第7節 土地に係る固定資産税の特例

- 45 市町村長は、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格により決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。（法附則17の2⑩）
- 46 負担調整措置の対象となる土地については、令和3年度から令和5年度までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。（法432①、法附則28①・②）

第4章 軽自動車税

第2節 環境性能割

第3 道府県による賦課徴収

- 15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。（法附則29の10、平成28年改正法附則20②）
- (1)～(3) 略
- (4) 法附則第29条の10の施行日前においても、定置場所在市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定する場合には、定置場所在道府県の知事への協議等必要な手続その他の行為を行うことができるものとする経過措置を設けていること。

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

(1)～(13) 略

(14) 土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずることとされていること。(法附則25・26・27の2)

(15) 略

7 国民健康保険税に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額及び標準後期高齢者支援金等課税総額並びに標準介護納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。(法703の4③・⑫・⑳)

(5)～(8) 略

第9章 目的税

4 都市計画税に関する事項

(1)～(13) 略

(14) 土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずることとされていること。(法附則25・26・27の2)

(15) 略

7 国民健康保険税に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額及び標準後期高齢者支援金等課税総額並びに標準介護納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。(法703の4③・⑫・⑯) なお、国民健康保険法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村における退職被保険者等(同項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)に係る基礎課税額は、一般被保険者(退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう。)に係る基礎課税額の算定に用いられた率又は額と同じ率又は額を用いて算定するものであること。(法附則38の2①)

(5)～(8) 略